

一 般 社 団 法 人
医 療 サ イ バ ー セ キ ュ リ テ ィ 協 議 会
定 款

一般社団法人 医療サイバーセキュリティ協議会

定款草案

第1章 総則

第1条（名称）

- 1 当法人は、一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会と称する。
- 2 当法人の英語名は、MEDICAL CYBER SECURITY COUNCIL（略称 MEDCSC もしくは MCSC）と称する。

第2条（事務所）

- 1 この法人は、主たる事務所を、東京都中央区に置く。

第3条（公告方法）

- 1 当法人の公告は電子公告により行う。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 目的及び事業

第4条（目的）

- 1 この法人は、医療を利用する患者の安全と安心を実現するため、会員たる病院・診療所等の医療施設、並びに医療情報ベンダー、医療機器ベンダー、医療情報関連ベンダーにおけるサイバーセキュリティリスクの実効的な低減を目的とし、医療施設におけるサイバーセキュリティ責任者及び運用技師の育成、教育、同時に地域や各医療施設におけるサイバーセキュリティ運用組織の設置、構築支援、監督の事業を行う。

第5条（事業）

- 1 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 主たる事業
 - (i) 医療施設等におけるサイバーセキュリティ責任者の育成、教育の実施
 - (ii) 医療施設等におけるサイバーセキュリティ運用者の育成、教育の実施
 - (iii) 医療施設等におけるサイバーセキュリティ運用組織の構築、設置支援及び監督
 - (iv) サイバーセキュリティ教育や啓発を目的とした議論、講演、演習の実施
 - (v) 医療業界全体の円滑なサイバーインシデントレスポンスの実現を目的とした訓練の実施
 - (vi) 医療業界における情報共有の前提となる信頼関係の増進に係る議論、講演、演習の実施
 - (vii) そのほか、上記に掲げた目的達成に必要な活動
- ② その他の事業
 - (i) 会員である医療施設等におけるサイバーセキュリティ責任者の育成、教育の実施
 - (ii) 会員である医療施設等におけるサイバーセキュリティ運用者の育成、教育の実施
 - (iii) 会員である医療施設等におけるサイバーセキュリティ運用組織の構築、設置支援及び監督
 - (iv) 会員である医療施設等を対象とした、上記に掲げた目的達成に必要な活動

2 第2章第5条1②に掲げる事業は、第2章第5条1①掲げる事業に支障がない限り行うものとし、

利益を生じた場合は、第2章第5条1①に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 社員

第6条（種別）

- 1 会員をもって法人法上の社員とする。
- 2 この法人の社員は、次の5種とする。
 - ① 協議会役員（理事、監事、顧問）
 - ② A 会員（相互共助の対象たる医療機関または法人）

- ③ B 会員（医療情報システム、医療機器、情報機器、ソフトウェア、情報サービス等サプライヤーや個人）
- ④ 賛助会員（医療機関又は医療法人以外の法人、個人）
- ⑤ オブザーバー、名誉会員

第7条（入会）

- 1 当法人の成立後会員となるためには、理事会の承認を得なければならない。

第8条（入会金及び会費）

- 1 会員は会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。
- 2 本条の会費は、「一般社団法人及び一般社団法人に関する法律」（以下「法人法」という。）27条の経費とする。

第9条（会員名簿）

- 1 当法人は、会員の氏名・名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に据え置くものとする。会員名簿を持って法人法上の社員名簿とする。

第10条（会員資格の喪失）

- 1 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - ① 会員が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - ② 継続して3年以上会費を滞納したとき。
 - ③ 除名されたとき。除名には社員総会の決議を必要とする。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第11条（退会）

- 1 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。ただし、退会の申し出は、3ヶ月前にするものとする。

第12条 (抛出金品の不返還)

- 1 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

第13条 (構成)

- 1 社員総会は、社員をもって構成する。

第14条 (議長)

- 1 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定められた順位により副会長がこれに代わるものとする。

第15条 (決議)

- 1 社員総会の決議は、法令または定款に定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第16条 (議決権の代理行使)

- 1 社員は、当法人の社員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合は総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第17条 (機能)

- 1 社員総会は、以下の事項について議決する。
 - ① 定款の変更
 - ② 解散
 - ③ 合併
 - ④ 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - ⑤ 事業報告及び活動決算

⑥ 役員の選任又は解任、職務及び報酬

⑦ 入会金及び会費の額

第18条 (開催)

1 通常社員総会は、毎事業年度 1 回招集する。会日は事業年度の締日の翌日から 3 ヶ月以内に招集する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

② 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

③ 第 5 章第 24 条 5④の規定により、監事から招集があったとき。

第19条 (招集)

1 社員総会は、第 18 条 2③の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 4 章第 18 条 2①または第 4 章第 18 条 2②の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子書面をもって、少なくとも会日の 1 週間前までに通知しなければならない。

第20条 (議決)

1 社員総会における議決事項は、第 4 章第 19 条 3 の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日総会出席者の 3 分の 1 以上の議決により議題とすることができる。

- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第21条 (議事録)

- 1 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 正会員全員が同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ① 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ③ 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 役員及び職員

第22条 (種別及び定款)

- 1 この法人に次の役員を置く。

- ① 常任理事を4人とする。
- ② 選任理事を3人以内とする。
- ③ 監事を1人以上3人以内とする

第23条 (選任等)

- 1 選任理事及び監事は、社員総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第24条 (職務)

- 1 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長及び副理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② この法人の財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

- ④ 前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- ⑥ 前項の理事長および副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

第25条 (任期等)

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第26条 (欠員補充)

- 1 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない

第27条 (解任)

- 1 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - ① 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第28条 (報酬等)

- 1 役員は、社員総会の決議により報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第29条 (職員)

- 1 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第6章 理事会

第30条 (構成)

- 1 理事会は、理事及び事務局長をもって構成する。

第31条 (権能)

- 1 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - ① 社員総会に付議すべき事項
 - ② 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ③ その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - ④ 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - ⑤ 事務局の組織及び運営
 - ⑥ その他運営に関する重要事項

第32条 (開催)

- 1 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第5章第24条5の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第33条 (招集)

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第32条1第32条1①及び第32条1②の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の1週間前までに通知しなければならない。

第34条 (議長)

- 1 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

第35条 (議決)

- 1 理事会における議決事項は、第6章第33条3の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事の議決権総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条 (表決権等)

- 1 表決権は、以下の定めのとおりとする。

- ① 常任理事 2票
- ② 選任理事 1票

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって
表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 6 章第 35 条 2 適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

第37条 (議事録)

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ① 日時及び場所
 - ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

第7章 資産及び会計

第38条 (資産の構成)

- 1 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - ① 設立の時の財産目録に記載された資産
 - ② 入会金及び会費
 - ③ 寄付金品
 - ④ 財産から生じる収益
 - ⑤ 事業に伴う収益
 - ⑥ その他の収益

第39条 (資産の管理)

1 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第40条 (事業計画及び予算)

1 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会によって案が作成され、社員総会の議決を経なければならない。

第41条 (暫定予算)

1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第42条 (予算の追加及び更正)

1 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第43条 (事業報告及び決算)

1 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、事務局長が作成し、理事会の承認後、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第44条 (事業年度)

1 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第45条 (臨機の措置)

- 1 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第46条 (剰余金の分配の禁止)

- 1 この法人は剰余金の分配は行わないものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第47条 (定款の変更)

- 1 この法人が定款の以下に挙げる内容を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経なければならない。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ④ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑤ 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- ⑥ 会議に関する事項
- ⑦ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑧ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- ⑨ 定款の変更に関する事項

第48条 (解散)

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 社員総会の決議
- ② 正会員の欠亡

③ 合併

④ 破産手続き開始の決定

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

第49条 (残余財産の帰属)

1 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第50条 (合併)

1 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経なければならない。

第9章 雑則

第51条 (細則)

1 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第10章 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の社員は、次に掲げるものとする。

① 設立時社員 東京都渋谷区代々木5丁目25番20号 村井勝

② 同設立時社員 東京都中央区佃2丁目2番11-3711号 鈴木克明

③ 同設立時社員 群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地荒牧第一職員宿舎 201号 鳥飼幸太

④ 同設立時社員 兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-2304号 松山征嗣

⑤ 同設立時社員 東京都八王子市元八王子町2丁目3340番地10 北村正仁

3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

① 理事長・常任理事 東京都渋谷区代々木5丁目25番20号 村井勝

② 副理事長・常任理事 東京都中央区佃2丁目2番11-3711号 鈴木克明

③ 同副理事長・常任理事 群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地荒牧第一職員宿舎 201号 鳥飼幸太

④ 同副理事長・常任理事 兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-2304号 松山征嗣

⑤ 監事 東京都八王子市元八王子町2丁目3340番地10 北村正仁

4 この法人の設立当初の役員の任期は、第5章第25条1の規定にかかわらず、成立の日から2024年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の事業年度は、第7章第44条1の規定にかかわらず、成立の日から2023年3月31日までとする。

7 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① A会員（相互共助の対象たる医療機関又は医療法人）の会費は以下の通りとする。

(i) 診療所 年額 20,000 円

(ii) 200床未満の病院 年額 100,000 円

(iii) 400床未満の病院 年額 150,000 円

(iv) 400床以上の病院 年額 200,000 円

② B 会員（医療情報システム、医療機器、情報機器、ソフトウェア、情報サービス等サプライヤーや個人）の会費は以下の通りとする。

(i) 一般法人会員 年額 100,000 円

(ii) 一般個人会員 年額 5,000 円

③ 賛助会員（医療機関又は医療法人以外の法人、個人）の会費は別途定める。

④ オブザーバー、名誉会員（官公庁、その他セキュリティ団体）の会費は原則無償とする。

8 一般社団法人として登記が完了した際の、旧団体（医療サイバーセキュリティ協議会）会員は以下のとおりとする。

① 法人化後、母体となった任意団体、医療（機器）サイバーセキュリティ協議会のメンバーは、2022 年度はそれぞれの属性に沿った会員資格とする。

② 同時に 2022 年 12 月末までに 2023 年度以降の会員資格について申し出ることとする。

9 会費は、新規入会の場合は入会の申し出の翌月末までに、また継続の場合は、各年度の締日の翌月末（2023 年は 4 月 30 日）までに当協議会口座に振り込むものとする

10 この法人の設立当初の主たる事務所は、東京都中央区佃 2 丁目 2 番 1 1 に置く。

11 以上、一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士法人大鹿事務所社員大鹿典夫は、電磁的記録であるこの定款を作成し、電子署名する。

令和四年五月二三日

設立時社員

村井勝

鈴木克明

鳥飼幸太

松山征嗣

北村正仁